

時事新報

信任投票

世間に傳ふる所從へば今度の國會に於て或る部分の議員は現政府に對して信任投票を行ふ可しして其用意最もありと云ふ信任投票とは國會議員が國民を代表して内閣員の心事技術を觀察し其人々は果して國務に堪ふる者か堪へざる者か之を信じて之に任す可き者か議員の見る所如何とて之を投票の多少に訴へて信不信を決せんとするふとあれば議場に於ては隨分劇しき問題なりと云ふ可しする者か之を信じて之に任す可き者か議員か堪へざる者か之を信じて之に任す可き者か議員中には斯る大事を發言する者は自から其原因ありを得ず蓋し今の政府は維新以來功臣等の組織する所にして必ずしも政治上の技術ある者を擧げて國務を任じたるに非ず其名稱に甘んずる程の次第あれば國會議員等は先づ第一番に此政府の弱點に切込まんとし又民間に人望少ずときは現政府固有の性質にして上は有識の士人社會より下は凡俗の小民仲間に至るまでも唯政府と云へば之に反対して悪しきものもやうに思ふ人情あれば爰にいよ／＼信任投票であれば不信任の方に多數を得べきは必然の勢にして疑なきに似たれども我輩の竊に見る所を以てすれば或は其反対の成跡を呈するふと信せざるを得ず其理由如何と云ふに人の心は存外に窮きものにして口に能く獨立の主義を言ふのみあらず心にも之を思へども種々様々の利害事情に拘るときには獨立の節操もいづしか無れども其心中には自然に千萬無量の利害事情を生ずるのみならず自然に生ぜざれば殊更に之を製造して之に拘り付るの趣向もあるはさるを得ず凡そ一心一向のやうあれども其中には自然に非ず理外の邊に調子を得て天下太平あるもの甚だ多く況して財を散して地方の歓心を買ふが如きは一切ふれを断念して唯成規の通りに投票の多數を得てゐるが故に其選舉は自然の選舉にあらずして何か利害事情に拘らざるはなし若しも全國各地の被選入たる者が開に一室の中に坐し假令心中に無限の政治思想あるもの多し今ふしに人が人を信任するの厚薄如何に就て其一例を云はんに現在の國會議員は給れもく地方人民の信任多數を得て選舉せられたるなれば全國民の多數と代表する者と云はざるを得ず表面に於て誠に然りど雖も其當選の際に地方の選舉人等は多少の利害事情に拘らざるはなしらんには各地共に選舉の競争もなく運動もなく一銭金を費さずして自然に相當の人物を選する其代りに現今の議員中或は其譲に渡れたる者も多かる可し故に今の選舉は表面に於て信任の多數を得たるに相違なしと雖も選舉の時に際しては大抵皆選挙の運動を催はして競争もすれば敵財もしたるものなるが故に其選舉は自然の選舉にあらずして何か利害事情の拘らざるはなし付きたる選舉ありと謂するも不可なきが如し選

官報

信任投票

○内務省訓令第二十三號
本年内務省訓令第二十一號巡査採用規則第二條第四項ヲ左ノ通り改正ス

明治二十四年十月五日

内務大臣子爵品川彌二郎

内務省訓令第二十三號

内務省訓令第二十一號巡査採用規則第二條第四項

水路部告示

水路部告示